

令和7年度学校歯科医研修会（富山県歯科医師会）について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）では、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害、又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給）を行っています。また、給付実績から得られた事故情報を整理・分析の上、外部有識者の知見をもとに事故防止のための様々な資料を作成しております。

今回は、富山県歯科医師会から講師派遣の依頼をいただき、令和7年5月15日（木）に富山県歯科医師会館で開催された研修会において、「歯科における災害共済給付について」をテーマに講義を行いました。

【研修会の概要】

研修会名：令和7年度学校歯科医研修会

テーマ：「歯科における災害共済給付について」

対象：歯科医師、歯科衛生士、歯科医療関係者（スタッフ等視聴可）

日時：令和7年5月15日（木） 19:30～21:00

受講形式：①オンライン受講

②会場受講（富山県歯科医師会館）

【研修会の様子】



【講義内容】

- ① JSCとは
- ② 災害共済給付制度の歴史と基本
- ③ 災害共済給付制度の概要
- ④ 「医療費」の留意点
- ⑤ 「障害見舞金」の留意点
- ⑥ 関係者等への広報

本研修会はハイブリット形式（オンライン受講＋会場受講）の研修会で、当日は計100人を超える

学校歯科医等に受講いただきました。

はじめに、JSCがどのような組織なのかを説明し、次に、災害共済給付制度とは、「学校教育の円滑な実施に資する」ことを目的に成立した制度であることや、給付の経費を、国・学校（園）の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担していること、事故発生から給付までの流れなど、その制度の歴史、概要、性格について説明しました。

その後は、医療費、障害見舞金（歯科）、歯牙欠損見舞金について、それぞれに支給基準の基礎を理解いただき、児童生徒の特殊性に鑑みた留意点について、例題を交えながら説明を行いました。

（例）

医療費：・自己疾患の治療を受けた場合の取扱いについて
・医療費の支給開始後10年以内に、歯科補綴のやり直し等を行った場合の取扱いについて
・医療費の支給開始後10年以内に、再植歯牙が無事故的に脱落した場合の取扱いについて

障害見舞金：・歯科補綴を加えた歯数について
・切（門）歯部における欠損補綴適応症の取扱いについて
・再植歯牙の取り扱いについて
・加重障害の取り扱いについて

歯牙欠損見舞金：・欠損歯に係る留意点について

また、参加された歯科医師の先生方は、災害共済給付制度の利用に意欲的に取り組んでくださる先生方が多く、事前に多数の質問をいただきましたので、回答と解説を行いました。

（例）

質問：医療保険でう蝕予防管理中の児童が外傷で来院、保護者はう蝕予防管理も希望されましたが、どのように取り扱えばよいのでしょうか？

回答：医療費は、その原因である事由が学校・保育所等の管理下で生じた負傷、学校給食に起因する中毒、その他の疾病でその原因である事由が学校・保育所等の管理下で生じたものが給付対象になります。そのため、予防管理中のう蝕は、当該災害に係る治療とは認められず、給付対象になりません。

質問：外傷での前歯歯冠破折をCR充填しましたが、脱離してしまいます。何回も給付可能ですか？また、経過はいつまで確認すべきでしょうか？

回答：歯科補綴を加えた場合は、一般的にその時点で治癒したと見なすこととなります。しかし、児童生徒等の歯の成長過程の特殊性等にかんがみ、医療費の支給開始後10年以内に、歯科補綴のやり直し等を行った場合はそれらに要した医療費に限り給付の対象となります。

【講義資料（一部抜粋）】

②災害共済給付制度の歴史と基本 その2

●災害共済給付制度 = 「**学校教育の円滑な実施に資する**」ための制度

↓ ← 災害共済給付制度の必要性

・学校の管理下の災害に対して医療費等を給付することにより、被災児童生徒を救済するとともに、**学校や教職員を救済（支援）することを目的としている。**

⇒治療費負担を巡るトラブルを回避することで、学校現場が萎縮することなく、**教職員が安心して教育活動に取り組めるよう**という願いが込められている。

JAPAN SPORT COUNCIL 4

●障害見舞金の留意点(歯牙障害)

(2) 歯の障害歯数として算入される場合

● 3歯の破折に対し、歯科補綴が行われた場合

(給付事例)
学校・保育所等の管理下の災害で 1 1 1 2 の前歯3本を負傷し、歯に対し、メタルボンド冠で処置（修復）した場合

●この場合、「3本に対し歯に歯科補綴を加えたもの」の基準に該当します。

JAPAN SPORT COUNCIL 17

●障害見舞金の留意点(加算)

●例題 1

(注) ●は支台歯として歯科補綴歯に算入できない
○は支台歯として歯科補綴歯に算入できる歯

●支台歯が2本外傷歯の場合

<既障害> | ③456B r 支台歯3、6番は外傷歯
<学校災害> | 3 | 前装飾冠装着

●加算扱いとなり、13級と14級の差額を支給します。

※支台歯は外傷歯のため、2本とも歯科補綴歯数に算入できます。この場合、既に補綴を加えていた歯数は4本（左上3、4、5、6番）であり、14級に該当します。
初めに歯を補綴を加えた歯数(日本(右13番)を例)は必ずしも歯科補綴歯数とは必ずしも一致しない場合があります。
この場合、上位等級の障害に該当することとなり、「加算」の扱いとなります。

JAPAN SPORT COUNCIL 27

●関係者への広報(保護者への説明資料について(一例))

■保護者向け申請の手続き方法や給付を受けるまでの流れを掲載したチラシ

本チラシは、災害共済給付 Web の「保護者の方へ」又は「様式ダウンロード」のページからダウンロードできます。
<https://www.jnsport.go.jp/anzen/kankobutuchirashi/467/Default.aspx?chirashi>

保護者へ「医療等の状況」等をお話しする際に併せて本チラシもお渡しください。

JAPAN SPORT COUNCIL 34

【終わりに】

JSCでは、教育委員会や学校関係団体、幼稚園・保育所の関係団体の勉強会・研修会への講師派遣を行っております。また、本研修会では医療費の請求に係る留意点に主に焦点を当て、講義を行いました。JSCでは事故防止に関する講義も行っております。

ぜひ、「JSC職員に話をさせていただきたい」といった、要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<参考資料>

- ・ [日本スポーツ振興センターパンフレット 2024-2025](#)
- ・ [災害共済給付ガイド](#)
- ・ [災害共済給付制度の周知ポスター](#)
- ・ [学校（園）又は通学（園）中にケガをした時の手続き方法](#)
- ・ [医療等の状況（別紙3（1））【記入方法掲載】](#)
- ・ [歯牙欠損診断書【記入方法掲載】](#)

【問い合わせ】日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部名古屋支所
TEL : 052-533-7821 E-mail : saigaikyosai-nagoya@jnsport.go.jp